

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	県立美術館美術作品等収集審査委員会	
2 区 分	<input type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input checked="" type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	県立美術館管理規則第21条	
4 設 置 目 的	美術作品等の収集計画並びに選定及び評価について館長の諮問に応じ、調査審議すること。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	①美術作品等の収集計画に関すること。 ②美術作品等の選定及び評価に関すること。	
6 会議の開催状況 (令和4年度)	① 開催期日 令和4年10月28日(金) ② 主な審議事項 美術作品等の収集(購入・寄贈・寄託)について	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の 状況	<input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 個人情報(報告、調査内容等)が含まれて いるため
	議事録又は議 事概要等の公 表	<input type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	教育庁 生涯学習課 社会・家庭教育担当 電 話: 内線3317 (直通)0985-26-7245	

